

## 特 記 事 項 書

### 1. 見積書に記載する金額

見積書に記載する金額は、リース期間中（180ヶ月）の総額及び年額を明記すること。

※見積書に記載する金額は、国から契約予定者へ直接一括で支払われる予定の補助金交付総額も含めて積算すること。

### 2. 選定後の流れ

選定日（令和5年4月28日）から契約締結までは以下の流れに沿って進めていく予定である。

＜選定後の流れ＞

- (1) 選定（令和5年4月28日）し、契約予定者を決定。
- (2) 本市とともに国へ補助金共同申請
  - ① 契約予定者は、契約締結までの期間（契約準備期間）において、本市とともに「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく補助事業者となり、国に対し、補助金交付申請を行うこと。
- (3) 国からの交付決定
- (4) 交付決定を受け、契約予定者へ通知
- (5) 通知日から起算して、14日以内に本市と契約予定者での契約締結
  - ① 以下の内容に基づき、賃貸借契約を締結する予定である。

#### 【補助対象経費】

事業完了後、契約予定者に対し国から補助金が直接一括で支払われる見込みであるので、本市との契約額には含まない。

#### 【補助対象経費の上限を超える額・補助対象外経費】

本市と契約予定者の間で賃貸借契約を締結し、本市から事業費を支払う。

※本市との契約額（1ヶ月あたりの賃貸借料）は以下の計算式に基づき、算出する。

（見積書に記載する総額－補助金交付総額）÷180ヶ月＝契約額（消費税込み）

※国の交付決定がなされるまでは、本市と契約予定者間での賃貸借契約は行わない。

なお、契約予定者は、提案内容に基づき、価格提案書の金額を上限とし、業務にかかる基本協定について速やかに協議し、合意することとする。

また、契約については、議会での議決を得た後、締結するものとする。